

<報道発表資料>

.....
カテゴリー: 県政一般

令和5年4月4日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、株式会社リベルテプランニングの産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 取り消した許可

(1) 業者

名 称：株式会社リベルテプランニング
所 在 地：茨城県龍ケ崎市白羽四丁目4番地35

(2) 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
許可番号：01100199949

2 許可を取り消した日

令和5年4月3日

3 許可を取り消した理由

株式会社リベルテプランニングの役員は、令和3年12月15日に土浦簡易裁判所において、法違反により罰金刑の判決を受け、令和4年1月5日に刑が確定した。このことは、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。